

都道府県支部の運営に関する基本規定

(名称)

第1条 都道府県支部の名称は、一般社団法人全国介護事業者連盟（以下連盟という）の各都道府県支部地域に相応しい名称を、各都道府県支部幹事会において協議し、連盟の理事会において決定するものとする。

(事務所)

第2条 各都道府県支部は、事業を遂行するにあたり、各都道府県支部の事務を処理するため、支部長会社又は、事務局長会社に事務所を置く。

(目的)

第3条 各都道府県支部は、連盟会員が各都道府県支部地域において事業を遂行するにあたり、各都道府県支部地域の特性をふまえて、会員の事業支援、都道府県及び市区町村との発展的関係づくりを行うことにより、連盟の事業を実行的に推進するとともに、都道府県支部会員の意思を連盟の事業運営に反映させる地域機関としての役割を負うことを目的とする。

(事業)

第4条 各都道府県支部は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 地域における連盟の事業活動の啓蒙、普及及び入会勧奨活動
- (2) 地域における連盟の研修事業の実施
- (3) 地域における行政機関との協力関係の構築
- (4) 地域における住民団体との親睦、交流
- (5) 地域における介護事業の実態調査
- (6) 各都道府県支部会員間の情報交換、親睦
- (7) 連盟の委託事務の実施

(会員)

第5条 各都道府県支部の会員は、次のとおりとする。

- (1) 一般会員：各都道府県支部の地域内において、介護保険法または障害者総合支援法および児童福祉法に基づく指定（許可）を受けている法人
- (2) 賛助会員：各都道府県支部の目的に賛同し、各都道府県支部の事業を賛助、後援する法人
- (3) 幹事特別会員：各都道府県支部の地域内において、介護保険法または障害者

総合支援法および児童福祉法に基づく指定（許可）を受けている法人で、各都道府県支部の目的に賛同し、運営協力を行う法人

（入会）

第6条 連盟の一般会員で、各都道府県支部の地域内に本店所在地が存在する法人は、入会と同時に各都道府県支部の一般会員となる。

2 各都道府県支部の一般会員は、入会と同時に、連盟の一般会員となる。

（都道府県支部会費）

第7条 各都道府県支部は都道府県支部の運営経費として、会員から都道府県支部会費を徴収することができる。

2 都道府県支部会費の金額及び徴収は、各都道府県支部幹事会においてこれを定めるものとする。

3 都道府県支部会費の一部を連盟に分配することとする。分配は、連盟の理事会及び各都道府県支部幹事会において協議し、決定する。

（役員）

第8条 各都道府県支部に次の役員を置く。

- （1） 支部長 1名
- （2） 副支部長 1名以上
- （3） 幹事 3名以上
- （4） 事務局長 1名
- （5） 監査担当 2名以上
- （6） その他 若干名

2 幹事及び監査担当は、各都道府県支部幹事会でこれを選任し、幹事は互選で支部長、副支部長、事務局長を選任する。

（役員の仕事）

第9条 支部長は、各都道府県支部を代表し、業務を統括し責任を負う。

2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故ある時は、その職を代行する。

3 事務局長は、業務の管理及び経理等の業務を行う。

4 幹事は幹事会を構成し、各都道府県支部の重要会務を審議し、その執行を決定する。

5 幹事会は必要に応じ各部会を設置する。部会長は支部長の推薦にて幹事会で承認する。

6 監査担当は、各都道府県支部の会計及び幹事の業務執行状況を監査し、不正の

事実を発見した時には、これを幹事に報告する。

(役員任期)

第10条 役員任期は原則2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は他の在任役員任期の満了する時までとする。

(役員退任)

第11条 役員は次の各号のいずれかに該当する場合には任期中でも退任する。

- (1) 自ら退任の申し出を行った時
- (2) 連盟及び各都道府県支部の名誉を棄損し、その他役員として適当でないと各都道府県支部幹事会において解任の議決があり、各都道府県支部長の承認を得た時

(役員取り消し)

第12条 各都道府県支部は、役員が以下の各号のいずれかに該当すると認められた場合、役員承諾を得ることなく役員資格を取り消すことができるものとする。

- (1) 各都道府県支部の名誉を著しく傷つける行為等、または会員としての品位を損なう行為等があったと各都道府県支部またはブロック支部または連盟の理事会において認められた場合
- (2) 法令若しくは公序良俗に反する行為を行った場合
- (3) 宗教的な目的で利用していると認められる場合
- (4) 虚偽の情報の掲載や第三者の権利を侵害すると認められる場合
- (5) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他の反社会的勢力に該当した場合

(幹事会)

第13条 各都道府県支部幹事会は、各支部長が必要と認められた時、随時開催する。

- 2 各都道府県支部幹事会は、各支部長が招集し、議長を務める。
- 3 各都道府県支部幹事会は、各都道府県支部の幹事の過半数の出席により成立する。
- 4 各都道府県支部幹事会の議決は、出席幹事の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。
- 5 特に各都道府県支部幹事会の承認を得た者は、各都道府県支部幹事会のオブザーバーとして参加できるものとする。

(幹事会の議決事項)

第 14 条 各都道府県支部幹事会は、この規定に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 各都道府県支部の事業計画及び収支予算
- (2) 各都道府県支部の事業報告及び収支決算
- (3) その他各都道府県支部の運営に関する重要事項

(幹事会規定)

第 15 条 その他この規定に定めなき事項は、各都道府県支部それぞれにおいて幹事会規定を定めることとする。

施行期日

この規定は、平成 30 年 10 月 24 日から施行する。

附則

この規定は、平成 30 年 11 月 28 日から改正する。

附則

この規定は、令和元年 9 月 18 日から改正する。

附則

この規定は、令和元年 12 月 18 日から改正する。

附則

この規定は、令和 4 年 6 月 10 日から改正する。

附則

この規定は、令和 4 年 9 月 16 日から改正する。

附則

この規定は、令和 5 年 9 月 12 日から改正する。